

『沖縄県NPOプラザ』Merry Christmas

Merry Christmas

バナー通信

発行日：2005年12月15日
発行：沖縄県NPOプラザ
〒900-0034
沖縄県那覇市東町1-1
県那覇東町会館3階
TEL：098-941-3113
FAX：098-941-3114
E-mail：npo-plaza@
tontonme.ne.jp

沖縄県内のNPO法人数

198法人

(11月末現在)

★11月に認証されたNPO法人★

- ・特定非営利活動法人 ケルン自然体験学園
- ・特定非営利活動法人 なちゅら福祉ネット
- ・特定非営利活動法人 ヴィクサーレ沖縄
- ・特定非営利活動法人 海の自然史研究所
- ・特定非営利活動法人 たいあん
- ・特定非営利活動法人 八重山ヨット倶楽部

今月号の紙面から

2・3面：今年もやります！NPO月間

NPO月間実行委員 広報担当 佐々倉 玲於 氏

4面：コラム1ル

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課

事業調整係長 鎌 淳司 氏

5面：知って得するNPOのお金の話！

大城真徳税理士事務所 安座間 宏 氏

6・7面：沖縄県NPO担当の現場から

沖縄県文化環境部県民生活課 新垣 秀彦 氏・小松 真 氏

8面：プラザからのお知らせ

講演&フォーラム「沖縄型NPOを探る」

プラザからのお知らせ

県内金融機関の助成金応募が開始致しました

応募内容・対象

沖縄県下において地域社会の活性化や地域振興発展のための活動

(産業、調査、研究開発、環境などの部門や、コミュニティー活性化)等を行っている個人、団体が対象。

助成金の詳しい内容(過去の受賞事例、応募書類のダウンロード等)はHP、又は直接お問い合わせ下さい。

沖縄銀行

「おきぎんふるさと振興基金」

応募期間

平成17年11月7日(月)～平成18年1月31日(火)

詳しくは→<http://www.okinawa-bank.co.jp>

コザ信用金庫

「財団法人 コザしん地域振興基金」

応募期間

平成18年1月4日(火)～平成18年3月31日(木)

詳しくは→<http://www.kozashinkin.co.jp/hometown/index.html>

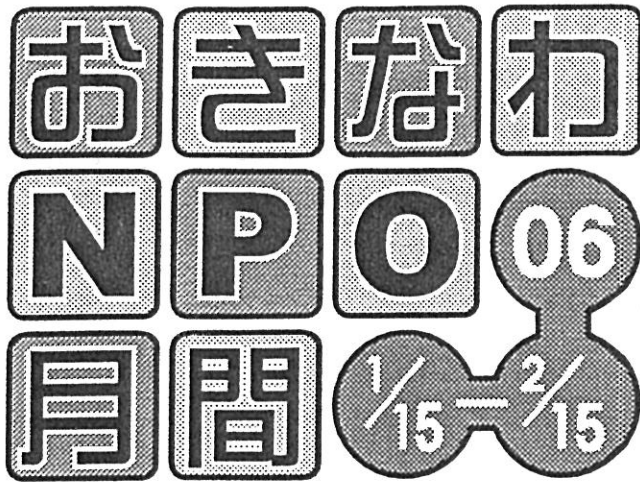
沖縄県NPOプラザ年末年始休館のお知らせ

12月29日(木)～1月3日(火)まで休館となります。通常業務は4日(水)からとなっておりますのでご了承ください。

沖縄県NPOプラザ

安次富 日奈子 ・ 呉我 春海

Okinawa NPO Month '06



今年度も、おきなわNPO月間の準備が着々と進んでいます。今年度は、実行委員会形式で運営を進めており、25のNPOと市民活動支援機関で実行委員が構成されています。月間への参加団体（月間中に団体主催の催しをしたり、1/15開催出会い市に参加する団体）は29団体、賛同団体（月間の趣旨に賛同している団体）は13団体、協賛企業（月間の趣旨に賛同し、NPOを支援するという事で社会貢献したいと申し出があった企業）は36社となっています。

このような取り組みを通して、NPO同士の連携が生まれ、沖縄の中でのNPOの存在が広がっていくことを期待しつつ、今年のNPO月間もいっしょに盛り上げていきましょう！

■おきなわNPO月間とは・・・沖縄県内のNPOが集まって、NPOの存在や地域の問題を多くの人に伝えようという取り組みです。これからの市民セクターは、ボランティアな市民と、社会の仕組みづくりに取り組むNPOの両輪で支えていく必要があります。

「おきなわNPO月間」は、多くの市民が地域のNPOを知り、それらの活動に参加や協力のできる機会を提供すること、NPOが市民セクターの一つの担い手となる意識づくりを進めることによって、NPOが市民の思いや力を社会づくりにつなげていく大切な役割を果たしていくような市民社会の実現を目的に、2003年度から開催しています。

おきなわNPO月間2006の取り組み

※私らしさ発見！
ボランティア・NPO

出会い市

2006年
1月15日(日)
10:00～17:00

※毎月16団体のNPOに出会えます！

会場：沖縄産業支援センター

■おきなわNPO月間2006オープニングイベント開催

月間のスタートは、1月15日(日)に開催される『私らしさ発見！ボランティア・NPO出会い市』です。

36団体の様々な分野のNPOがブース出展し、活動紹介・ボランティア受入の説明・体験の場を提供します。NPO支援チケット[※]などを利用して来場者がマイベストNPOを探することができます。信ちゃん(津波信一さん)の司会でNPOと企業の出会いの「フィーリング・カップル」もあり！ぜひ来てください！！

※NPO支援チケット：

100円×5枚つづりのチケットで、このチケットを使って出会い市参加団体の中から共感し、応援したいと思った団体へ寄付することができます。

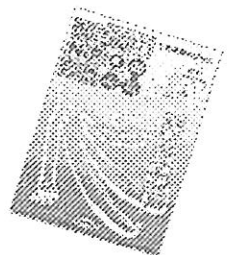
おきなわNPO月間

無料配布中！

自参加・賛同NPO
67団体の団体紹介と
月間中の催しがわかる！

■おきなわNPO月間2006パンフレット『できるかもブック』配布

1月15日～2月15日の1ヶ月間の沖縄県内NPOの活動を紹介しているおきなわNPO月間2006のキャンペーンパンフレット『できるかもブック』を作成し、●沖縄ファミリーマート ●コープおきなわ ●マックスバリュ ●リプロリキ[※]ガッセル[※]店 ●市町村社会福祉協議会 ●県ポラセン ●那覇セン ●なは女性センター ●ている ●沖縄NGO活動推進協議会で設置し配布しています。



おきなわNPO月間盛り上げ隊

**NPO体験
ボランティア
100人募集！**

■おきなわNPO月間2006モニターボランティアの募集

月間中に催されるNPOの活動(イベント等)に1回以上参加し、アンケートに答えてその体験談を伝えるモニターボランティアを100名募集しています。参加者には、『おきなわNPO月間盛り上げ隊隊員証』『ボランティア活動グッズ』『できるかもブック』をプレゼント。

このようなキャンペーンの評価は中々難しいものですが、今年度はこのような形で、一般市民のNPO体験を促しながら、実際に参加した市民から声を拾って、NPO月間の『評価』を行おうとしています。

おきなわNPO月間のNPO的見所

おきなわNPO月間は、よくある名前だけの『〇〇月間』とは違って、戦略的にNPOを広めるということを行っていかうという取り組みです。まだまだ試行錯誤しながら進んでいる状況ですが、それでも成果が見え始めている気がしています。

ここでは、この成果を含めた、今年度のおきなわNPO月間の『NPO的』見所をご紹介します。

参加の機会を増やすと参加者（団体）・協力者は増える！

昨年度までは、NPO月間は沖縄県内の市民活動支援機関が主催で取り組んでいました。しかし、「NPO月間なんだから、NPOが主体的に取り組んでいけるようにした方がいいのではないか」ということで、昨年参加したNPOの方からも意見を聞きながら、今年度は実行委員会形式で取り組むこととなりました。

そして、NPO月間の参加団体を募る呼びかけとしては、①実行委員会へ参加、②出合い市へ参加、③月間中に催しを行う団体として参加、④趣旨に賛同するという意味での参加、という参加の機会を用意し参加・賛同団体を募りました。最終的には、合計67団体でNPO月間を行うことができることになっています。

このようにNPO月間に関わる団体が増えたことで、キャンペーンとしての広報力が高まったと考えられます。また、今年度は協賛企業も募ったのですが、短期間にも関わらず36社からの協力が得られることとなりました。

現在、実行委員会役員(実行委員長:(特活)アンビシャス・照宮名通さん、(特活)なはまちづくりネット・田端温代さん、(特活)調査隊おきなわ・親川善一さん(事務局長兼務)、会計:療育ファミリーサポート・知念美也子さん、監事:コープおきなわ・知花聡さん)をはじめとして、委員の皆さんがそれぞれの活動も行いながら、月間に向けた取り組みを行っています。

今年度のテーマは『企業との連携』

今年度のテーマを考えるに当たって、実行委員会では、「働いている人・企業にもっとNPOをわかってもらいたい」という意見が多く出されました。そこで、実行委員会の目標の一つとして、「1団体1企業へ働きかけを行う」という目標を設定し、実行委員会委員が自分の団体が関わりを持ちたいと思う企業へ協賛企業となって頂けるように参加の働きかけを行いました。

働きかけの仕方としても、参加のメニュー(①NPO月間の運営資金として協賛金を提供、②NPOへの寄付となる支援チケットを購入、③パンフレットの積極的配布、④ボランティアとして社員の派遣、⑤その他、その企業ができること)を用意し、働きかけを行いました。現在、実行委員会委員の努力もあり、36社の協力を得られています。

さらに、オープニングイベント『私らしき発見！ボランティア・NPO出合い市』では、NPOと企業のマッチングを行う『フィーリング・カップル』も企画されており、現在参加企業を募っています。

月間パンフレットが県内至る所に設置されている！

今年度も昨年同様パンフレットを作成し、3万部という部数が沖縄県内至る所で配られることとなります。1つのNPOがこれだけの広報をしようと思うと多額の資金を投入しなければなりません。これだけのNPOが集っていっしょに広報すれば、その負担は軽減されます。また、広報物を作成するだけでなく、各団体が持っているネットワークや協力者が持っているネットワークを使うことによって、広範囲でパンフレットを配布することが実現できています。NPO情報、市民活動情報は、離島も含めた沖縄全県に伝えることはなかなか難しい現状ですが、おきなわNPO月間では協賛企業の協力を得て、これも実現できているところがスゴイところですよ。



参加団体となっていない団体の皆さんも今年は一市民となって参加してみてください。そして、来年はぜひいっしょにおきなわNPO月間をつくっていきましょう！

● おきなわNPO月間2006実行委員会

【事務局】 沖縄県ボランティア・市民活動支援センター (沖縄県社協)

【TEL】 887-2000

【FAX】 884-4545

【E-Mail】 vol@okishakyo.or.jp

【HP】 <http://volunchu.net/navi/>

詳細については
お気軽にお問合せを！

コラムリレー

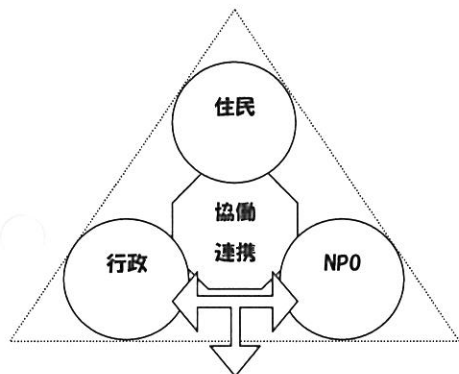
沖縄総合事務局とNPO法人の関係について

内閣府沖縄総合事務局開発建設部の鍬(くわ)と申します。

さて、皆さんは沖縄総合事務局をご存知でしょうか？

沖縄総合事務局は内閣府の地方の出先機関であり、その業務は財務省、農水省、国交省等多岐に渡っています。

これからの地域づくりのしくみ



支援メニュー

- 観光・まちづくりの支援メニューの一例として
- 都市再生モデル調査
 - 景観形成事業推進費
 - 観光地域づくり実践プラン
 - 観光ルネサンス事業 etc

今回は、沖縄総合事務局開発建設部の支援メニューについて簡単にご紹介させていただきます。

開発建設部は、国土交通省の地方整備局の役割を担っており、国の進める施策については、左図のような地域との協働・連携を図ることが重要と考えています。

地域との連携を行うに際し、『地域づくり』『観光』『景観』等に関して支援メニューがあり、今年度については、以下の団体に支援を行っているところです。

- 観光ルネサンス事業 「NPO法人たきどうん」
- 観光地域づくり実践プラン 「宮古広域連携観光交流推進協議会」
- 都市再生モデル事業 「沖縄県」、「与那国町」
「社団法人沖縄市観光協会」

これは、地域の問題や課題の解決策について、国が地域と協働で検討や補助を行うもので、具体内容についての代表事例を以下に示します。

○NPO法人たきどうん

竹富島の観光振興のため、「沖縄の原風景」を後生に残し、また、世界に発信するために、旧与那国家の修復や外国語版ホームページの作成を行う。

○社団法人沖縄市観光協会

市民発「沖縄・中の町ミュージックタウン構想」の検討(成果がまとまり次第概要をご報告いたします。)

以上、簡単に説明させていただきましたが、支援メニュー、その他の事例など『地域づくり情報局(<http://www.chiiki-joho.net/>)』のホームページで内容を説明しておりますので、興味のある方は是非ご覧ください。

最後に、沖縄総合事務局開発建設部では、NPO法人の方々をはじめとした、地域を一番理解されているみなさんと一緒に事業を進めて行くことが、地域の活性化につながると考えています。また、今後、NPO法人のみなさんには、地域住民の方々と行政の橋渡しを担っていただき、お互いの専門性を活かし、一緒により良い沖縄づくりを推進して行きたいと考えています。

※ 支援メニュー等ご質問のある方は、

気軽にご連絡して下さい。

(…即答できない場合もありますが、一生懸命対応いたします！)

内閣府 沖縄総合事務局
 開発建設部 建設行政課
 Tel.098-866-0090
 課長補佐 伊地柴基 事業調整係長 鍬淳司

====安座間宏の知って得するNPO お金の話====

NPO 法人の「目的」と「手段」

今回はこれまでの講座を通じて感じたこととしてNPO法人の「目的」と「手段」ということについて改めて考えてみたいと思います。

ちなみに広辞苑によると、「手段」とは「目的を達するための方法。手立て」のことです。

さて、目的と手段の関係について簡単な例えで考えてみましょう。みなさんがここ那覇市の沖縄県NPOプラザに行こうと考えたとします。そのための手段としては、歩いて行く、車で行く、バス、タクシーで行く等いろいろ考えられると思います。また、近隣の方と遠方からの方ではその手段は異なります。つまり、目的に対して当事者それぞれでその取りうる手段は様々あるということです。

さて、ここで質問です。

「(みなさんの) 団体の(活動) 目的は何ですか」
「その目的達成のための手段(方法)は何ですか」

団体の特定非営利活動目的は明確になっているでしょうか。その手段は活動目的の促進に貢献しているでしょうか。手段が目的化しているということはないでしょうか。

例えば特定非営利活動の活動資金を確保するために行った「その他の事業」の収益事業はうまく機能しているでしょうか。いつの間にかその部分が目的化しているということはないでしょうか。

あるいは、本来事業の目的を促進するためのNPO法人という法人格の取得が単に公共団体からの委託事業の受託のためということになっているということはないでしょうか。

ここで改めて特定非営利活動促進法(NPO法)の第1条を確認してみましょう。

第1条「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活

動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」とあります。

「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動」という目的を促進するために法人格の取得という手段があるということでしょう。(ここで法人格を得るメリットとしては、建物の賃貸借契約、電話、電気・水道などの公共サービスの契約を団体名義でできることや、銀行口座の開設、不動産の登記を団体名義で行うことができるなどがあります。一方、法人格がない団体では、すべての契約を、代表者個人で行うということになり、個人の資産と団体の資産の混同が生じるおそれがあったり、団体の債務の責任を、代表者が無限に負うことも考えられます)

ボランティア活動を目的とするなら法人格ではなく任意の団体で行うという方法もあるでしょう。また、NPO法人の収益事業が拡大して本来事業との逆転が起きるような場合には営利法人への転換も考えられます。

要は、任意の団体がその目的に対して取りうる手段、普通法人がその目的に対して取りうる手段、そしてNPO法人がその目的に対して取りうる手段、それぞれ当事者によってその目的に対する手段は異なってくるということです。

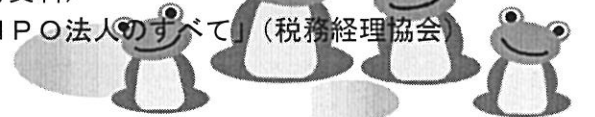
目的を明確にすることはその手段としてのお金の生かし方にも影響してきます。

先のNPO法第1条にあるように今一度NPO法人の目的とその活動促進のための手段ということについて考えてみてはいかがでしょうか。

大城眞徳税理士事務所
安座間 宏

(参考資料)

「NPO法人のすべて」(税務経理協会)



NPO法人の責務と県の指導・監督について

沖縄県文化環境部県民生活課
市民活動推進班長 新垣秀彦

特定非営利活動促進法（NPO法）の目的は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としております。

法人格の取得により、社会的な役割を担う組織としての立場や義務が明確になり、法律行為においても個人ではなく法人自体が主体となることができます。また、団体自体の社会的信用が高まり、会員の募集や寄付金集めが容易になります。

しかし、法人化により、NPO法で定める規定に基づく運営をしなければなりません。例えば、役員を配置したNPO法の趣旨に則った責任ある健全な運営、正規の簿記の原則に従った会計処理並びに事業報告等の提出、事務所への備え置き、情報公開等（法第15条、第28条、29条など）が必要であります。また、その他の法令（法人税法、地方税法等）に関する義務も生じることとなります。さらに、運営に疑義がある法人については、県の検査、改善命令などの監督（法第41条、42条など）を受けることとなり、その社会的責任も重くなります。

NPO法人の認証を受け、法人としての自らの活動に関する説明責任の義務が生じたにもかかわらず、長期に渡りそれを行わなかったり、法人として本来の目的

の事業から逸脱した活動を行う法人がみられることから、これらの法人に対して、内閣府をはじめ各都道府県は、NPO法に基づいた適切な運営をするよう求めておりますが、なお義務を果たさない法人が存在することから、今後は、指導・監督を強化していく必要があると一致した見解を持っています。

沖縄県においてもNPO法施行7年を経て、平成17年11月末現在で206のNPO法人がありますが、残念ながらNPO法人として責任を果たさない法人が、以下の表のとおり多くみられます。県としては、NPO法人の支援並びに県内のNPOへの理解を深めるためにも、まず法人格を有するNPO、つまりNPO法人に対する理解を広く県民に求めていくためにも、その義務を果たさない一部のNPO法人については、当該法人の名称を公開するとともに、NPO法第41条及び第42条に基づく検査や改善命令を行い、なお改善が認められない場合は、NPO法第43条に基づく法人の設立の認証の取り消しもやむを得ないと考えております。

なお、先に事業報告書の未提出の法人に対して、文書を送付し、指導を行っているところですが、応答のない法人があります。一部の不適切な法人により県内のNPO法人の評価が下がることは、誠に迷惑な話であります。ぜひ今一度NPO法人としての自覚を持ってその責務を果たしていただきますようお願いいたします。

平成16年度の事業報告の提出状況及び未提出法人のその期間

該当法人数	提出済法人数	未提出法人数	未提出の法人のその期間					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年
171	129	42	17	11	8	5	0	1

事業報告書からみた県内NPO法人の特定非営利活動分の支出額について

沖縄県文化環境部県民生活課
市民活動推進班 小松 真

平成16年度の各NPO法人事業報告書から、今回は特定非営利活動分の支出額についてみてみたいと思います。

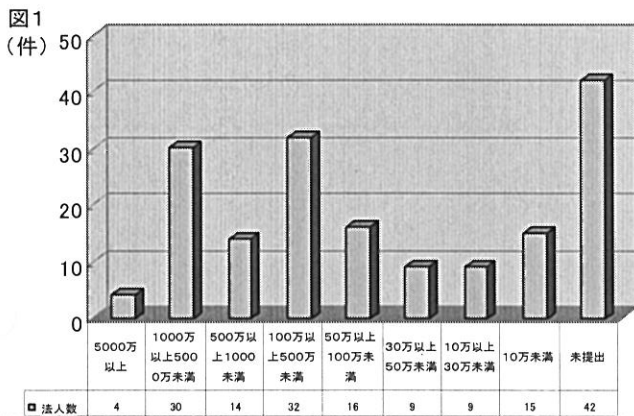
該当する171法人を支出額で見ると(図1)、支出額が100万円以上500万円未満の法人が最も多く32法人、次いで1000万円以上5000万円未満の法人が30法人となっています。その間の500万円以上1000万円未満の14法人を合わせると、計76法人となり、約半数近く(44%)のNPO法人の支出額が100万円以上5000万円未満であることがわかります。

次に、この76法人を事業分野別に見てみると(図2)、保健福祉分野の法人が27法人で最も多く、次グループの学術文化(10)、環境保全(10)、社会教育(9)等と大きな差がみられます。

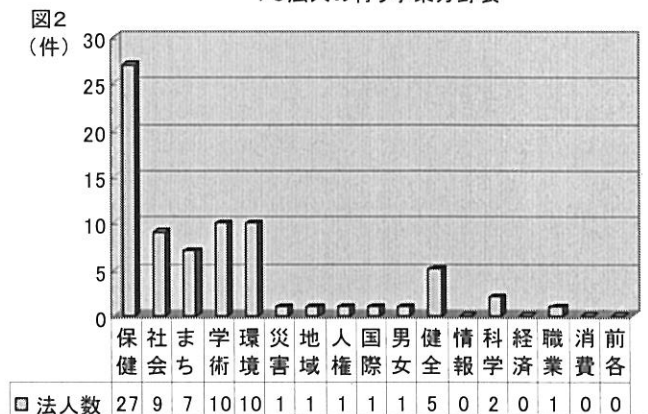
また、支出額が1000万円以上でみると(図3)、34法人中、保健福祉分野の法人は21法人(61%)で、これも保健福祉分野の法人が多いことがわかります。一方、保健福祉分野でも10万円未満の法人も8法人あり(図4)、支出額に広がりが見られます。

なお、171法人のうち事業報告書未提出の42法人を未提出として集計していることから、この統計が真に県内NPO法人の状況を表してはおりません。つきましては、未提出の法人については、早期の提出をお願いします。

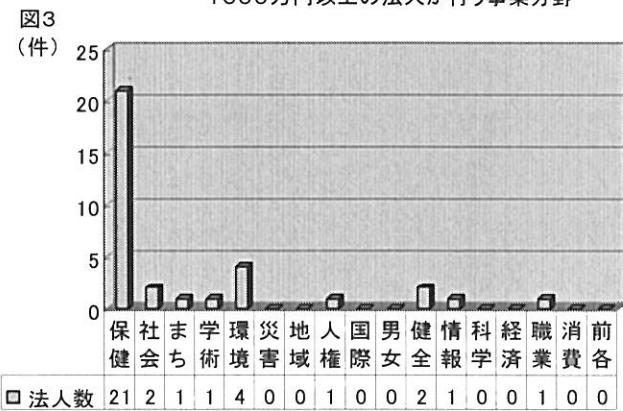
支出額別に見る法人数



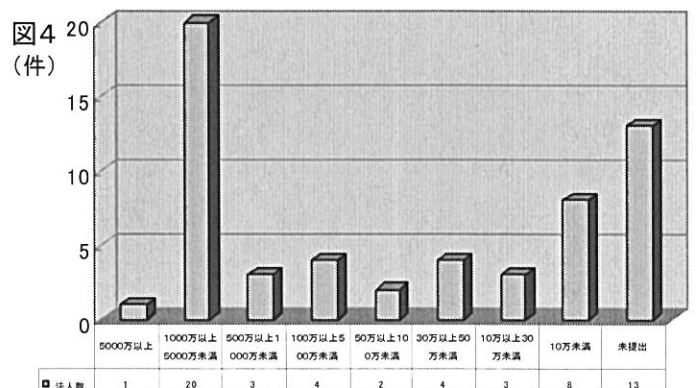
76法人の行う事業分野表



1000万円以上の法人が行う事業分野



保健福祉分野法人の事業規模別表



注：各法人の分野については、事業報告書から主たる分野とみられる1分野に区分している。

沖縄県NPOプラザ主催のフォーラム(講演&パネルディスカッション)

「沖縄に根ざすNPOを探そう！」

今年のテーマは「沖縄NPO」。沖縄の人を講師に迎え、
これまでとは違った視点からNPOを捉えます。

【第1部】

13:30~14:15

講演者 平田大一 (南島詩人 舞台演出家)

『人づくりの種をまく』

教育で地域を、文化で産業でおこす社会企業家(ソーシャルアントプレナー)
を目指す平田さん。その活動の中に重なる「NPO」を見つけましょう。

【第2部】

活動報告&シンポジウム 14:25~16:00

『沖縄NPO ~昔・今・これから~』

コーディネーター 下地則子 (フリーアナウンサー ネットワークこころ代表)

パネリスト 前田一舟 (うるま市立 海の文化資料館学芸員)

山城定雄 (東村ふるさと振興(株)代表取締役 第3セクター)

平田大一 (有限責任中間法人タオファクトリー代表理事)

プログラム

14:25~14:35 活動報告 山城定雄

「足元の資源を生かした村づくり~住民と行政協働の取り組み」

14:35~14:50 活動報告 前田一舟

「沖縄郷土研究とNPOの可能性」

14:50~15:50 パネルディスカッション

期日 : 2006年1月28日(土)「NPO月間2006」期間中

時間 : 13:30~16:00

定員 : 150名(予定)

場所 : 沖縄産業振興センター 1階ホール

